

令和 6 年 第 5 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 6 年 5 月 20 日

議 題

1 議 案

議案第 9 号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第10号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第11号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第12号 選挙人名簿の登録を行う日について

2 その他

次回開催について

開催日時	令和 6 年 6 月 3 日 (月)	1 0 時 0 0 分～
開催場所	博多区役所 8 階	応接室

次々回開催について

開催日時	令和 6 年 7 月 1 9 日 (金)	1 0 時 0 0 分～
開催場所	博多区役所 8 階	応接室

議案第9号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年5月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

1 抹消する者の数
898人

内 訳

死亡者 146人

市外へ転出後4箇月を経過した者 752人

2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

3 抹消年月日
令和5年5月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和6年5月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	0	0	0	11	11	22	0	0	0	11	11	22
2	奈良屋	2	3	5	31	20	51	0	0	0	33	23	56
3	御供所	1	1	2	2	1	3	0	0	0	3	2	5
4	大浜	2	3	5	20	17	37	0	0	0	22	20	42
5	千代第一	2	0	2	14	17	31	0	0	0	16	17	33
6	千代第二	0	0	0	3	2	5	0	0	0	3	2	5
7	吉塚	2	0	2	19	11	30	0	0	0	21	11	32
8	東吉塚	6	2	8	23	16	39	0	0	0	29	18	47
9	堅粕	2	5	7	28	26	54	0	0	0	30	31	61
10	東光	1	3	4	23	10	33	0	0	0	24	13	37
11	席田	3	0	3	14	15	29	0	0	0	17	15	32
12	月隈	4	7	11	8	7	15	0	0	0	12	14	26
13	東月隈	4	4	8	13	6	19	0	0	0	17	10	27
14	住吉	2	3	5	22	16	38	0	0	0	24	19	43
15	美野島第一	1	0	1	10	7	17	0	0	0	11	7	18
16	美野島第二	3	1	4	8	12	20	0	0	0	11	13	24
17	東住吉	2	1	3	34	29	63	0	0	0	36	30	66
18	春住	2	9	11	27	18	45	0	0	0	29	27	56
19	那珂第一	0	3	3	7	4	11	0	0	0	7	7	14
20	那珂第二	1	4	5	16	10	26	0	0	0	17	14	31
21	那珂第三	5	0	5	10	5	15	0	0	0	15	5	20
22	弥生	0	3	3	6	2	8	0	0	0	6	5	11
23	板付北	5	4	9	4	5	9	0	0	0	9	9	18
24	諸岡	4	1	5	4	4	8	0	0	0	8	5	13
25	板付	4	4	8	13	9	22	0	0	0	17	13	30
26	麦野	4	2	6	14	16	30	0	0	0	18	18	36
27	三筑北	1	1	2	6	6	12	0	0	0	7	7	14
28	三筑南	2	2	4	14	10	24	0	0	0	16	12	28
29	那珂南第一	5	8	13	12	8	20	0	0	0	17	16	33
30	那珂南第二	2	0	2	9	7	16	0	0	0	11	7	18
計		72	74	146	425	327	752	0	0	0	497	401	898

議案第10号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和6年5月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

- ・ 閲覧状況
別紙のとおり

（根拠）

- ・ 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

議案第11号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和6年5月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

（根拠）

・公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

議案第12号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和6年5月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

- ・登録を行う日
令和6年6月3日

(根拠)

- ・公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

(注) 選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日に定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。)。